

命令

深作命第十四隊ニ基テ第三交通所勤務ヲ命ズ

五、山七六深作命第十五號要旨

(一) 山七六作命第十七號ニ基テ師團薪炭集得作業ノ為各隊ハ左記兵力及資材ヲ差出シ師團薪炭集得隊ノ編合ニ入ラシムベシ

左記

五隊 兵 五、斧ニ、鋸四、鉋ニ、鎌一、是ニ其他者畧

九月五日

晴

東恩納

一中隊ハ晝夜全力ヲ傾注シ作業ヲ續行中ナリ

昭和十三年九月五日

陣中日誌用紙

作業

ニ本日迄ニ於テ作業進捗状況左ノ如シ

伐木 左記

一五〇八本

LG中掩蓋(小本坑道)ニ七米ヲ附スルモノ一、概完

九米ヲ附スルモノ一、完

四米ヲ附スルモノ一、概完

更ニ本日着キセルLG中掩蓋 五

異動 三、陸軍二等兵 吉田 弘

球第一六六部隊ニ轉屬ヲ命ゼラル

四、陸軍上等兵 竹内 金吾郎

第五中隊ニ編入ヲ命ゼラル

五、陸軍一等兵 池田 正 敬

聯隊本部ニ編入ヲ命ゼラル

六、免 陸軍曹長 村瀬 敬 治



命令

七. 中隊命令

命 陸軍曹長 松田 若樹  
分任官陸軍主計中尉上野重雄取扱復分任  
官ヲ免命セラル

(一) 深作命第十五號ニ基スルD薪炭集得  
作業ノタメ左ノ通り兵力ヲ派遣セントス  
左 記

先發者 九月五日 出發 滝村一隊兵以下三名  
後發者 九月七日 出發 佐藤一隊兵以下二名  
細部ニ関シテハ別ニ指示ス

九月六日

一中隊長以下一三八名連日ノ作業ヲ續行ス

陣中日誌用紙

陸軍

晴

東恩納

二 深見大隊長海岸地形偵察ノタメ赤隊ス  
三 陸軍衛生兵長 浜田 弘

命令

四 深作命第十六號要旨  
國頭伐木隊ニ派遣ヲ命ゼラル

(一) 部隊ハ山七六作命第二十六號ニ基キ擔任  
地区内ニアル輕便軌條ヲ取外シ集積セシ  
トス 依テ各隊左記ノ如ク分擔ス  
第五中隊登川引込線實施  
其他者略

五 中隊下達命令

(一) 深作命第十六號ニ基キ輕便軌條ノ取外シ  
集積ヲ實施セントス  
(二) 山本伍長ハ兵九名ヲ指揮シ明七日ロ七〇〇  
出發登川ニ前進シ之ガ作業ニ任ズヘシ



九月七日  
晴  
東恩納

- 細部ニ関シテハ別ニ指拂ス
- 五 山七六作命第三十八號要旨
- (一) 地区内築城ハ概テ其ノ緒ニ就キ逐次進捗ヲ見ツ、アルモ更ニ海岸地区ニ於ケル築城並ニ後方處理要領ニ基テ軍需品ノ集積所構築ヲ急速ニ強化促進セントス
- (二)(三)(四) 省畧
- (五) 平田楚南西地区ニ於ケル築城ハ十一日以降現在計畫シアル射要設備ト伴行シ彈藥糧秣ノ分散格納所ノ施設ヲ開始スベシ
- 一 全員築城作業實施ス

昭和十三年九月

陣中日誌用紙

陸軍

教育

命令

- 二 山本伍長以下九名出發ス
- 三 陸軍一等兵 阿部 敏
- 山第三四三〇部隊ニ於テ實施ノ昭和十九年度暗號手基本修業教育要修員ヲ命ゼ
- 四 陸軍兵科乙種幹部候補生 藤井信一 伍長ノ階級ニ進ム
- 五 山七六作命第三十九號要旨
- (一) 兵團ハ軍需品ヲ速カニ各地区ニ展開シ臨戰即應ノ態勢ヲ益々強化シツ、アリ
- (二) 部隊ハ之ガ卸下ニ所要ノ援助ヲナセントス 其他省畧
- 六 深見隊命令要旨
- (一) 部隊ハ口糧秣卸下集積ヲ援助セントス 依テ各隊ハ明日八時池原火屯記兵力